

瓜破斎場 指定管理者 12月19日 本会議討論

私は、大阪維新の会大阪市議員団を代表いたしまして、議案第 350 号「指定管理者の指定について」並びに、平成 25 年の議案第 300 号「大阪市立環境科学研究所条例を廃止する条例案」ほか関連する議案に賛成の立場から討論いたします。

議案第 350 号「指定管理者の指定について」につきましては、大阪市立瓜破斎場の指定管理者を指定するものであります。

本案件は、9 月に「瓜破斎場の指定管理に移行するための内部手続きを一旦取り止めること」などを求めた陳情書が提出されました。

指定管理者が運営する斎場では多くの課題・事故案件も発生しているとあり、民生保健委員会で審議まいりました。

本市には 5 つの市立斎場があり、瓜破斎場を除く 4 斎場は昨年 12 月から指定管理者で運営されていますが、その斎場で収骨に係る重大な事故が発生しており、これに対し環境局ではその原因は職員間の連携の悪さ、確認不足にあると考えております。再発防止に向けた指導を行い、業務改善措置を講じさせ、継続して職員が斎場に赴き、改善状況を確認、検証しているとのことでありました。

我が会派は、指定管理者による事故などの背景として、仕事の重要性に対する認識に問題があり、大きく言えば文化に対する理解の欠如という部分に問題があったと考えられること、斎場での仕事は厳粛で重要なものであり、地域によって葬儀に関する文化の相違や大阪には大阪の風習、風土があること、そうしたことを十分理解しているところが、指定管理者になるべきであると指摘してきました。

そうした点で見ると、今回の瓜破斎場の指定管理予定者である「瓜破斎場管理運営グループ」は、代表団体が一般財団法人環境事業協会であり、大阪市設霊園の指定管理者として管理運営を実施しており、また、市立葬祭場「やすらぎ天空館」の管理委託を受注していた実績があるほか、本市環境施策や廃棄物行政の関連事業を請け負うなど、本市施策や方針を熟知していること。

また、構成団体の村瀬炉工業は、炉メーカーとして大阪市西区に本社を構え、本市をはじめ多数の自治体の火葬炉及び工業炉等の設計、建築・保守を手掛けるとともに、寝屋川市や五条市などでも火葬業務を受託する等の実績があります。なお瓜破斎場の火葬設備は本市が設計し、村瀬炉工業が施工したものであること。

この両者で構成する「瓜破斎場管理運営グループ」は、大阪の葬儀・火葬に係る文化、風習といったものを理解しており、斎場の火葬設備を熟知していることから、速やかに適切に対応できるなど、瓜破斎場の指定管理者にふさわしい事業者と考えられます。

さらに、斎場は故人との最後のお別れ場で、無事に見送ることができたという安心感、満足感を持っていただくべきものであり、そのことでは本市の職員は良くやってきましたが、「民間でできることは民間に」という時代の流れがあり、斎場事業も民間への流れにあります。政令指定都市でみても 5 都市（仙台市、千葉市、川崎市、広島市、福岡市）の火葬事業に指定管理者制度が導入されています。

また、本市職員が長年にわたって培ってきた技術やノウハウといったものが指定管理者に確実に継承されないと、市民や葬儀業者の方々に納得、安心してもらえないと考えられる為、瓜破斎場の指定管理者への引継では、引継期間を十分確保し、本市斎場の経験豊富な職員によりマニュアルが作成され、このマニュアルには、収骨時に発生した重大な事故の防止策はもとより、トラブル対策、繁忙時の作業手順など、4 斎場を巡視、点検する中で指定管理者の不備な点、弱点なども把握できており、こうして得られた知見を活かしながら、対処方法などを盛り込み、きめ細やかな引継を実施していくこととされています。

また、指定管理者への移行時には、火葬業務経験が豊富な職員を当面の間、瓜破斎場に配置し、問題等があれば都度、指導して改善させるなど市民の皆様が安心して利用してもらえるよう工夫をし、丁寧に引き継ぐことで指定管理者による管理運営が可能であると考えられますので、瓜破斎場の指定管理者の指定についての議案に賛成いたします。